

内閣総理大臣認証 特定非営利活動法人



スクール運営について

手技療術指導協会は「手技療術の技術向上と知識の普及および東洋医学の発展を図る」事で東洋医学の普及、発展を目的としています。スクールなどを運営している、しようと考えている先生にご協力いただき、手技療術の社会的地位向上を目指していきましょう。

スクール等教育事業の運営について

特定非営利活動法人手技療術指導協会では、スクールなどを教育事業行っている団体などに対して、当団体の名称を使用する場合には、事前に審査をさせて頂き、契約手続き、年会費を頂いております。

1. 名称の使用

○スクール等での名称使用について

教育事業を行っている施術院や団体で看板やチラシ、店舗等に協会の名称を入れる場合には必ず協会の許可をとってください。

例：NPO(特定非営利活動)法人 手技療術指導協会 認証
○○○整体学院

*詳しくは、「入会規約 第3条 スクール等運営規約」をお読みください。

2. 契約について

- 契約は別紙「スクール契約書」をご記入の上、提出してください。
- 契約書提出の際には、必ず以下の書類を提出してください。
 - ① 教育内容が分かるカリキュラム
 - ② 募集要項、受講費用の明示された案内
 - ③ 使用するテキスト、書籍等

上記の書類は受講される方に渡す物と同じ書類とし、内容等の変更がある場合は必ず事前に本部に提出して下さい。

提出書類

- ① スクール契約書
- ② カリキュラム(総授業時間、内容等が明示されたもの)
- ③ 募集要項、入学案内等
- ④ 使用するテキスト、書籍等

3. 年会費について

年会費は変動性となります。会費は認定証の発行枚数で決まりますので事前に枚数等が分かるようでしたらその枚数で申し込みをしてください。その後は発行枚数が増える度に会費を納めていただくこととなります。入金確認が済み次第、順次発行いたしますのであらかじめご了承ください。

認定書(登録証)の発行枚数で変動

1～5名	3万円
6～10名	6万円
11～20名	10万円
21～23名	20万円

24名以降3名増えるごとに+3万円

NPO 法人 手技療術指導協会 スクール運営規約

入会者は、下記の規約に従い会員活動・指導、普及活動を行ってください。
また、入会者は下記の入会規約を厳守する事を誓約する。スクール運営を行うものは、第3条に同意し別紙の入会誓約書に署名/捺印する。

第3条 スクール等運営規約

- 1項 協会の名誉を守り、親切丁寧な指導を基本とする。
- 2項 学校経営(セミナー、スクール等を含む)などでの名称使用は、第2条-2項に従って行い、使用許可が出るまで使用を禁止する。
- 3項 協会名使用のスクール(整体学校等)は、事前にカリキュラム、期間等を提出し、審査の後に使用を許可する。また、カリキュラムの変更がある場合はそのつど報告する。
- 4項 協会名使用のスクール(整体学校等)は、名称使用許可後1ヶ月以内にスクール年会費を納める。
- 5項 その他、会員入会規約、名称使用規約に準ずる。

お振り込み先のご案内

[入会金・年会費・スクール年会費・団体賠償責任保険]

振込口座 ジャパンネット銀行 ビジネス営業部

口座番号 2911415

振込先名 特定非営利活動法人 手技療術指導協会

